

■使用料等が改定となる施設

※下記施設の使用料等のうち、非課税のもの、算定の結果現行と同額となるものは改定しません。

詳しい料金は各施設または担当課にお問い合わせください。

管財課 (☎ 35-1120)

弘前市役所駐車場

市民協働課 (☎ 35-1664)

宮川交流センター
清水交流センター
千年交流センター
三省地区交流センター
町田地区ふれあいセンター
北辰学区高杉ふれあいセンター
ワークトーク弘前
サンライフ弘前
裾野地区体育文化交流センター
新和地区体育文化交流センター
泉野多目的コミュニティ施設
市民参画センター (☎ 31-2500)

環境課

斎場 (☎ 32-0643)
弘前霊園 (☎ 40-7035)

文化スポーツ課文化振興係 (☎ 40-7015)

百石町展示館
弘前文化会館
弘前文化センター駐車場
弘前市民会館
市民文化交流館

文化スポーツ課岩木文化センター (☎ 40-7015)

岩木文化センター

文化スポーツ課スポーツ推進係 (☎ 40-7115)

弘前市運動公園
岩木山総合公園
岩木川市民ゴルフ場
千年庭球場
市民体育館
笹森記念体育館
河西体育センター
温水プール石川
市民プール (第2、第3)
城北ファミリープール
南富田町体育センター
金属町体育センター
相馬球場
弘前 B&G 海洋センター
岩木 B&G 海洋センター
星と森のロマンピア (スキー場)
岩木山百沢スキー場

介護福祉課 (☎ 40-7114)

生きがいセンター

農政課 (☎ 40-7102)

小栗山農村交流公園
岩木カントリーエレベーター

農村整備課 (☎ 40-7103)

弘前市農業用排水施設

商工労政課 (☎ 35-1135)

まちなか情報センター

産業育成課 (☎ 32-8106)

伝統産業会館

観光課 (☎ 35-1128)

市立観光館
岩木山桜林公園
国民宿舎「いわき荘」
岩木総合交流ターミナル
星と森のロマンピア(スキー場を除く)

建築住宅課 (☎ 35-1321)

市営住宅駐車場

都市計画課 (☎ 34-3233)

駅前地区都市改造記念会館
駅前南地区都市改造記念会館

地域交通課 (☎ 35-1102)

弘前駅城東口駐車場
弘前駅中央口駐車場
弘前駅中央口駐輪場

公園緑地課 (☎ 33-8739)

弘前城・弘前城植物園
藤田記念庭園
弥生いこいの広場
都市公園等(城北公園交通広場・運動公園・墓地公園・岩木川緑地・岩木山総合公園を除く)

学校整備課 (☎ 82-1640)

市立学校

教育センター (☎ 26-4803)

教育センター

生涯学習課 (☎ 82-1641)

農村環境改善センター
学習情報館

中央公民館

中央公民館 (☎ 33-6561)
中央公民館岩木館 (☎ 82-3214)
中央公民館相馬館 (☎ 84-2316)
東目屋公民館 (☎ 33-6561)
東部公民館 (☎ 33-6561)
清水公民館 (☎ 33-6561)
石川公民館 (☎ 33-6561)
堀越公民館 (☎ 33-6561)
千年公民館 (☎ 33-6561)
船沢公民館 (☎ 33-6561)
新和公民館 (☎ 33-6561)
相馬ふれあい館 (☎ 84-2316)

市立博物館 (☎ 35-0700)

市立博物館 (貸館)

高岡の森弘前藩歴史館 (☎ 83-3110)

高照神社馬場跡

相馬総合支所総務課 (☎ 84-2111)

相馬昴農園
御所温泉

■改定となるその他の使用料等

※下記の使用料等のうち、非課税のもの、算定の結果現行と同額となるものは改定しません。

施設名	問い合わせ先
行政財産使用料	管財課 (☎ 35-1120)
温泉使用料等	観光課 (☎ 35-1128)
法定外公共物一時占用料	土木課 (☎ 35-1127)
都市下水路一時占用料	土木課 (☎ 35-1127)
道路一時占用料	道路維持課 (☎ 32-8555)
放置自転車等の撤去・保管に要した費用	地域交通課 (☎ 35-1102)
弘前市急患診療所文書料(診断書料)	健康増進課 (☎ 37-3750)

消費税率の改定に伴い使用料等が変わります

■市立病院の入院特別室料、健康診断料および文書料等の改定について

健康保険が適用される医療費は消費税等の課税対象ではありませんが、健康保険が適用されない健康診断料や予防接種の料金、入院特別室料、診断書等の文書料などは消費税等の課税対象となります。

改定後の使用料および手数料一覧表

区分	金額
入院特別室料	1等個室 1日につき 4,950円
	2等個室 // 2,750円
	3等個室 // 2,200円
健康診断料	1件につき 健康診断の項目に応じて管理者が定める額×1.1
死体検案料	1件につき 算定方法に定める初診料の額×1.1

■水道加入金、水道料金、下水道使用料および農業集落排水処理施設使用料の改定について

令和元年10月1日から消費税(消費税・地方消費税)率が改定されることに伴い、水道加入金、水道料金、下水道使用料および農業集落排水処理施設使用料を下表のとおり改定します。一般用以

1 水道料金

用途・口径	料金など	基本料金	水量料金(1㎡につき)					
			第1段階	第2段階	第3段階			
一般用	13・20mm	10㎡まで	1,702円	11～20㎡	21～40㎡	41㎡以上		
	25mm		2,230円	…222円	…234円	…246円		
	30mm		3,406円	1～50㎡	51～200㎡	201㎡以上		
	40mm		6,576円				…234円	…246円
	50mm		1万1,394円	1～500㎡	501～5,000㎡	5,001㎡以上		
	75mm		3万4,537円				…246円	…258円
	100mm		5万5,800円					
150mm	12万6,168円							
200mm	20万4,172円							

※水道料金および下水道使用料は、令和元年11月検針分より適用となります。

2 水道加入金

メーターの口径	金額
13mm	4万9,500円
20mm	13万2,000円
25mm	23万1,000円
40mm	69万3,000円
50mm	106万7,000円
75mm	258万5,000円
100mm	440万円
150mm以上	管理者が定める額

※水道加入金は、令和元年10月1日申し込み分より適用となります。

そのため、令和元年10月1日から消費税(消費税・地方消費税)率が改定されることに伴い、市立病院の入院特別室料や文書料等は下表のとおりとなります。

適用となるのは、入院特別室料は10月1日入院分から、健康診断料は10月1日実施分から、文書料は10月1日受け付け分からとなります。

■問い合わせ先 市立病院事務局医事課 (☎ 34-3211)

区分	金額	
普通のもの	1通につき 2,200円	
複雑なもの	// 4,400円	
文書料	新規申請者(在宅)	// 5,500円
	継続申請者(在宅)	// 4,400円
	新規申請者(施設)	// 4,400円
	継続申請者(施設)	// 3,300円
その他証明書	// 330円	
自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に係る診療	1点につき 15円	

外の水道料金などについては、お問い合わせください。

適用となるのは、水道加入金については、令和元年10月1日以後の申し込み分からとなります。また、水道料金などは、令和元年11月検針分からとなります。

■問い合わせ先 上下水道部営業課 (☎ 55-6894)

3 下水道使用料(農業集落排水施設使用料)

用途	汚水量	使用料
一般用	10㎡まで	基本使用料 1,345円
	11～20㎡	1㎡につき 180円
	21～30㎡	// 185円
	31～50㎡	// 254円
	51～100㎡	// 306円
	101～500㎡	// 315円
	501㎡～	// 328円